

第4回定例会会議録

平成27年12月 4日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（古越 弘君） これより、平成27年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

茂木議会事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案12件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情3件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、五味高明議員ほか7名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員の定期監査、例月出納検査の報告書でございますので、後ほどごらんください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

――― 日程第 2 会期決定 ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） おはようございます。

御報告申し上げます。

11月27日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成27年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程を決定いたしましたので御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出された案件は、議案12件であります。

一般質問の通告者は8名でございます。

9月の定例会以降提出された陳情が3件で、受理といたしました。

これにより会期は、本日より12月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、議案日程につきましては、書類番号1をごらんください。22ページになります。

会期及び審議予定

第 1 日目	12月 4日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長召集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	12月 5日	土曜日		議案調査
第 3 日目	12月 6日	日曜日		議案調査
第 4 日目	12月 7日	月曜日	午前10時	一般質問

第 5 日目	1 2 月 8 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月 9 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 1 0 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 1 1 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 2 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 3 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 4 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

1 2 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

続いて、全員協議会の日程でございます。

1 2 月 1 1 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室で行います。

以上で報告を終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 4 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 4 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において

7 番 小井土哲雄議員

8番 仁科英一議員

を指名します。

―――日程第4 町長召集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成27年第4回議会定例会に御参集を賜り、議会が開会できますことに心から感謝申し上げます。

早いもので12月を迎え、11月下旬には浅間山も雪化粧して冬本番の季節となりました。暖冬傾向という予報になっていますが、大雪なども心配されているところ です。

信濃毎日新聞の1面にも報道されましたが、長野県危機管理部からCV-22オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビューについての紹介がありました。これによりますと、北関東防衛局からの情報提供として、CV-22オスプレイの訓練区域に御代田町の上空も含まれているという内容で、平成29年後半に3機、33年までに7機の計10機が横田基地に配備されるということです。

オスプレイにつきましては、朝日新聞の報道によりますと、1991年の試作機墜落から、これまでに9件の着陸失敗や墜落事故を起こし、37人が死亡しています。こうしたことから、オスプレイの構造的欠陥や安全性を疑問視する声があり、沖縄などで配備に根強い反対がありました。

オスプレイの飛行訓練については、長野県から国に対して、平成24年7月に、オスプレイの安全性の確認等に関する要請をはじめ、25年3月には、関係自治体や住民への事前説明、県民に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練を実施しないことなどを国に対して要請を行っているとの説明です。この文書の中で、県が市町村に意見を求めていましたので、御代田町としては、オスプレイの訓練が行われることになれば、住みやすく良好な環境が壊されてしまうため、当町の上空でのオスプレイの訓練は絶対に認められない旨の意見をお伝えしたところです。

この件につきましては、引き続き情報の収集に努めるとともに、関係機関に対し

てこの地域でのオスプレイの飛行訓練を実施しないよう強く求めていきたいと考えています。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、人事案2件、事件案2件、条例の一部改正案2件、補正予算案2件の計12件です。

人事案は、固定資産評価員と固定資産評価審査委員の選任についてです。

事件案については、平成28年を始まりとする第5次長期振興計画の基本構想についてと、道路法の規定により、新たに町道4路線について路線認定をお願いするものです。

条例の一部改正につきましては、御代田町町税条例等の一部を改正する条例案として、国税に準拠し、徴収猶予関係を明文化するとともに、マイナンバー法の施行に合わせ、住民税関係の一部改正を、また、非常勤消防団員等に係る損害補償を求める政令の改正に伴い、御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の2件の条例改正をお願いしました。

平成27年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,628万円を増額し、合計で64億60万円とするものです。

歳入については、固定資産税で太陽光発電や設備投資による償却資産の増加などから624万円を増額、障害者児医療費補助金などの県支出金で401万円の増額、ふるさと納税の増加を見込み、寄附金1,468万円の増額、また、諸収入では、要綱に適合していないことが判明した森林整備事業補助金の返納金583万円の増額を、町債では、小中学校の非構造部材耐震化工事の完了に伴い、全国防災事業債590万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、総務費で、ふるさと納税特典事業委託料587万円、ふるさと創生基金への積立金820万円の増額を、民生費では、障害者児医療費420万円や国保特別会計への繰出金2,075万円の増額をお願いしております。また、衛生費では、今後の井戸沢最終処分場の拡張に備え、その用地購入費として1,140万円の増額などを計上しました。

特別会計では、国民健康保険特別会計における県特別調整交付金や退職者医療給付費交付金の増額や介護保険特別会計における介護サービス給付費の減額などにより、5会計で総額3,238万円の減額補正をお願いしました。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明

いたしますので、よろしく御審議いただき、原案どおりの採決をお願い申し上げます。平成27年第4回御代田町議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） これより、議案を上程します。

―――日程第5 議案第82号 固定資産評価員の選任について―――

○議長（古越 弘君） 日程第5 議案第82号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） おはようございます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第82号について御説明いたします。

議案第82号 固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 御代田町大字御代田1984番地1

氏 名 渡辺晴雄

生年月日 昭和32年10月4日生

平成27年12月 4日 提 出

御代田町長

提案理由であります。地方税法の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、町に固定資産評価員を設置しております。

評価員は1名で、平成23年12月から前町長の内堀豊彦氏が就任していましたが、本年11月15日付で評価員の退任願が提出されたことから、その後任として副町長の渡辺氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第82号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長(古越 弘君) 日程第6 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

(税務課長 内堀淳志君 登壇)

○税務課長(内堀淳志君) 議案書の3ページをお願いいたします。議案第83号について御説明いたします。

議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 御代田町大字御代田2496番地

氏 名 金丸 準一

生年月日 昭和26年2月3日生

平成27年12月 4日 提 出

御代田町長

提案理由であります。地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するため、町に固定資産評価審査委員会を設置しておりま

す。

委員は3名で、そのうち1名が平成27年12月31日をもって任期満了を迎えます。現在の古越正人委員が退任されることから、その後任として金丸氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

金丸氏は、土地家屋調査士として、長年、その業務に従事され、町内の固定資産の状況によく精通しておられます。

なお、任期は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第7 議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案について

御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、第5次御代田町長期振興計画基本構想について、別冊のとおり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、御代田町第5次長期振興計画基本構想について説明をさせていただきます。

この基本構想は、平成28年度から平成37年度までの10カ年の基本構想でございます。

次の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、基本構想の体系図でございます。基本構想を体系的にまとめてお示しするものでございます。

まず、超長期目標でございますが、第2次、第3次、第4次長期振興計画に引き続き、2万人公園都市の建設を掲げてございます。日本全体が人口減少社会に突入した現在におきまして、人口を増加させることは非常に難しく、容易なことではございませんが、人口増加ということは町の活気、活力を高め、経済効果を高める要素となります。公共施設においても投資効率が高くなり、効率的な施設運営ができ、行政サービスが向上すると考えています。また、町民が夢と希望を抱き、未来に向けて明るい見通しを持ってもらうという観点もあり、超長期的な目標として2万人公園都市を設定いたしております。

続いて、その下の四角の部分でございますが、計画期間内における町の将来像を、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す文化・高原公園都市 御代田」といたしました。これは、先人の方々の施策や知恵に学ぶことと、今まで築き上げてきた計画行政を今後も着実に実行していくこと、加えて、より一層の行政改革と財政基盤の確立を図るとともに、住民自治の拡充を図り、町民と行政が協働してまちづくりを行い、本当の意味での自立を目指していくことを意味してございます。

その下の縦長の四角の部分でございます。こちらにつきましては、将来像を達成するための5つの柱でございます。この5本が施策の大綱となり、基本目標となるもので、1つ目といたしましては、「人と自然が共生し安全で快適なまちをつくる」ことを、2つ目として、「町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくる」ことを、3つ目として、「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくる」ことを、4つ目として、「個性あふれる競争力ある産業振興のまちをつくる」ことを、

5つ目として、「町民自治と効率的な行政運営のまちをつくる」ことをうたっております。基本計画を策定する上での指針となるものでございます。

その下の4つの横長の四角の部分でございますが、上の5つの柱を支えるための土台、基礎となるものです。1つ目としては、「自助・共助・公助をベースとしたまちづくり」、2つ目として、「安全・安心をベースとしたまちづくり」、3つ目として、「小学校区単位をベースとしたまちづくり」、4つ目として、「定住・交流をベースとしたまちづくり」、この4つを、まちづくりを行う上での基本的な考え方と位置づけ、施策などを立案する際には、この4つのベースを考慮することが必要となります。

次の2ページをお開きください。

2ページ以降、基本構想の構成について簡単に説明させていただきます。

まず、序の部分では、第1節として、長期振興計画の役割をうたいました。後段の部分でございますが、長期振興計画は長期構想の制定の趣旨や性格に即して考えると次の役割があると捉えております。

1つ目としては、「長期的、総合視野のもとに施策を計画的に実施していく行政運営の指針としての役割」、2つ目としては、「まちづくりの最上位計画としての役割」、3つ目として、「町民、企業、各種団体等が町内における活動の指針としての役割」、4つ目として、「国・県が事業を行うに当たって尊重すべき指針としての役割」、5つ目として、「まちづくりの意思を町内外に表明する役割」、以上の5つの役割を担っていることとなります。

3ページをごらんください。

第2節、環境の変化と現状の認識であります。国、それから町が置かれている状況を記載しております。

1として、高度経済成長、そして、東日本大震災・アベノミクス、次の4ページからは、2の国・地方の財政危機、3の社会保障費の増加、5ページでは、4の戦後の社会システムの老朽化・国際化の進展、次の6ページでは、5の少子・超高齢化社会、人口減少社会の到来、6の地方分権・自立への道、以上6つの項目について現状認識を行った結果を記載してございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3節、御代田町の将来像ですが、体系図のところでも御説明いたしました。

超長期目標である2万人公園都市構想の具体的な要因と2万人を実現できた場合の具体的な効果を、テーマである「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す文化・高原公園都市 御代田」について、ここで定義づけをしてございます。

次に、11ページでは、まちづくりの考え方の基本構想のベースについての定義づけと、2の自律・協働のまちづくりの理念について定義づけを行っております。

「自律・協働の理念によるまちづくり」につきましては、第4次長期振興計画の基本構想のベース、それから自律・協働のまちづくり推進計画の理念となったものでございます。自立の道を歩むことを決めた当町は、真の自立を目指していくために、この理念を引き続き引き継ぎ、まちづくりを行っていくことが必要だと考えております。

13ページをお開きください。

第4節、計画の構成でございます。この長期振興計画は、基本構想、それから基本計画、実施計画の3段階に分けて策定をいたします。

(1)の基本構想は、平成37年度における望ましい都市像と、これを達成するために必要な施策の大綱を定めたもので、この基本構想の部分については、町の条例により議会の議決事項になっておりまして、本日、提案をさせていただいている部分でございます。

(2)の基本計画は、基本構想に基づき、施策及び根幹的事業を定めます。また、目標達成のための具体的施策の方向を、総合的かつ体系的に示すものでございます。

この計画は、社会情勢等の変化に即応した実効性あるものとするため、計画期間を5カ年としています。今回は、第5次の前期5カ年の計画で、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としております。

(3)の実施計画ですが、基本構想及び基本計画で定められた施策について、財政見通し等を明らかにするために、3カ年を計画期間とする実施計画を策定して、毎年度の予算編成の方針としております。実施計画は、毎年ローリング、見直しを行いまして、より実効性のあるものとしています。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

第1章、第1節、主要指標ですけれども、こちらにつきましては、19ページの上段の表まで、人口、世帯、産業別人口の推移と15年後を推計した内容を記載してございます。国立社会保障・人口問題研究所、社人研が推計した将来人口数を使

用し、ここに我が町の、人口増加の要因である社会動態を加味いたしまして独自のシミュレーションを行った結果、10年後の平成37年には約1万5,900人、15年後の平成42年には1万6,300人前後になるのではないかとの推計になりました。世帯数も同様に伸びていくと推計されます。

16ページには、年齢階層別人口につきまして、生産年齢人口は若干増加をしますけれども、国と同様に老年人口は増加し、年少人口は減少すると推計されております。

18ページ、産業別人口につきましては、現在の町の傾向と同様に、第1次産業は減少し、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加すると推計されます。

次に、19ページ中段からは、第2節の土地利用構想でございます。土地利用構想につきましては、既に策定済みの御代田町土地利用計画から基本方針、土地利用構想を引用したものでございます。

次のページからは、施策の大綱を記載しております。

表題を1枚おめくりいただいた21ページから最後の45ページまでが基本構想の柱で、基本計画を策定する上での指針となる施策の大綱でございます。

先ほど体系図のところでお説明をいたしました5本の柱ごとに、1節から第5節に分けて、町の将来像に向けての要点、要旨を記載してございます。

第1節は、「人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります」、です。

①生活基盤整備では、総合的な判断による未整備路線の整備や景観形成に努めていくこととしております。

次に、23ページをお願いします。

②生活環境の整備では、生活環境施設及び環境衛生施設の効率的な管理・運営、再生可能エネルギーの有効な活用など、自然に優しいまちづくりを目指すこととしております。

なお、24ページの四角の4番のところでございますが、少し文字が違ってございまして、環境の整備、その次の衛星というところですが、星になってございまして、これは星ではなくて生きる、生という字の誤りでございますので訂正をお願いしたいと思います。

次に、26ページをお願いいたします。

③生命財産の保全では、火災や災害時における町民の生命財産を守り、安全を確

保するための消防・防災体制の充実や犯罪の未然防止、交通事故撲滅に向けた対策を講じることとしております。

次に、28ページをお願いいたします。

第2節、「町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります」。

①社会福祉の推進では、高齢者福祉、障害者福祉など社会的弱者に対する福祉の充実や少子化対策の推進、次世代の人材育成を行うこととしております。

次に、32ページをお願いいたします。

②保健予防対策の推進では、生活習慣病、感染症等の予防対策、母子保健事業の多岐にわたる支援、精神障害に係る支援を行うこととしております。

次に、33ページをごらんください。

③の国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、国民年金の推進では、社会保障制度改革などを注視しつつ、それぞれの会計が健全運営に努めていくこととしてございます。

次に、36ページをお願いいたします。

第3節、「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります」、です。

ここでは、次代を担う子供たちの育成、文化・芸術、スポーツ活動の推進、生涯学習の充実、人権が尊重されるまちづくりを行うこととしてございます。

39ページからは、第4節、「個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります」。

ここでは、就農支援、農地の集積化、基盤整備、6次産業の振興などを通じた農業の再生、商業においては、社会情勢や地域の需要を把握した購買意欲の促進に向けた取り組み、工業では、既存企業との連携、企業誘致の推進、新たな雇用の創出、観光においては、当町の個性的で魅力ある観光資源の開発などを行い、産業の振興を図ることとしてございます。

次に、43ページでございます。

第5節、「町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります」。

ここでは、経営的視点に立った行財政運営や町政の体質改善を図り、自助・公助・共助によるまちづくりを行っていくこととしてございます。

以上、第5次長期振興計画基本構想はこのような内容で策定してございます。

なお、第5次長期振興計画は、本年10月1日に御代田町長期振興計画審議会に

諮問をいたしまして、内容等について6回にわたる審議をいただきました。そして、11月13日に答申をいただいた内容のものでございますので、申し添えさせていただきます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第85号 町道の路線認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第8 議案第85号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の5ページをお開きください。

議案第85号 町道の路線認定について、町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いいたします。

次の6ページをごらんください。

こちらは、認定路線一覧表でございます。位置等につきましては、7ページ、8ページをあわせてごらんください。新規認定路線、路線名の水原七口池線、除沢1号線につきましては、7ページも御参照お願いいたします。

路線名、水原七口池線、起点、大字草越字向原1173番912、終点、大字草越字向原1173番724、延長234.0m、幅員4.0m、路面はアスファルトでございます。七口池の西に位置するところでございます。しなの鉄道のガードを抜け北上しますと、町道上ノ林大久保線に接続する分譲地の西側に当たるところでございます。既に、舗装もされている道路でございます。

続きまして、路線名、除沢1号線、起点、大字御代田字七口池2627番2、終点、大字御代田字除沢2611番8、延長172.0m、幅員が4m、路面性状は

アスファルトでございます。先ほどの水原七口池線に接続します開発行為によって新規にできた開発道路でございます。

続きまして、中嶋鉢久保線と中嶋２号線につきましては、８ページを御参照お願いいたします。

路線名、中嶋鉢久保線、通称かりん道路と呼ばれている御代田佐久線沿いにありますレストラントーマスの東から入った位置でございます。起点、大字御代田字中嶋２３８０番１３、終点、大字御代田字鉢久保２３７６番１、延長１０７ｍ、幅員４．０ｍ、路面性状はアスファルトでございます。町道御代田佐久線と町道宮ノ本下橋沢線に接続する道路でございます。

最後になりましたが、中嶋２号線でございます。起点が、大字馬瀬口字八久保４６６番３、終点が、大字御代田字中嶋２３８０番２、延長８８．０ｍ、幅員４．０ｍ、路面性状はアスファルトでございます。中嶋鉢久保線東に開発行為によって新しくできた分譲地内の開発道路でございます。

以上、４路線を町道として路線認定をいただき、今後、管理してまいりたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第９ 議案第８６号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第９ 議案第８６号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） 議案書の９ページをお願いいたします。

議案第８６号について御説明いたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

平成 27 年 12 月 4 日 提 出

御代田町長

本条例等の一部改正案につきましては、町税関連の条例を 2 つ改正するもので、2 条立てとなっております。それぞれ地方税法等の改正に基づく所要の整備となっております。

1 条では、御代田町町税条例を、2 条では、本年 3 月 31 日付で交付した御代田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

御代田町町税条例等の一部を改正する条例（案）

第 1 条、御代田町町税条例の一部を次のように改正する。

この第 1 条の町税条例の改正は、本年 4 月、地方税法において納税環境の整備を目的に徴収猶予制度などの改正が行われ、それに伴い申請手続の方法などについて条例で規定するものでございます。

8 条から 12 条までは、新たに手続等を定める内容となっております。

10 ページの上のほうですが、8 条では、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について定めております。

次の 11 ページをごらんください。

9 条では、徴収猶予の申請手続等について定めております。

次の 12 ページをごらんください。

中段になります。第 10 条では、職権による換価の猶予の手続について、11 条では、申請による換価の猶予の申請手続等について定めております。

次の 13 ページ、中段になりますけれども、こちらをごらんください。

12 条です。こちらでは、担保を徴する必要がない場合の金額及び期間等を定めております。

なお、今回の改正において、条例で定めるべき金額や期間等につきましては、国税徴収法に合わせて、それぞれの額等を定めております。

18 条については、第 8 条中で、地方税法の略称を規定していることに伴う改正でございます。

こちらが第 1 条になります。

13 ページ、下段をごらんください。こちらから第2条になります。

御代田町町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

この2条では、番号法に関連しまして、本年9月末に地方税法施行規則において法人が提出する申請書の様式が変更されました。それに伴い、本年3月31日付で公布いたしました御代田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、その概要は、番号法の法人番号という言葉がございますが、そちらの定義を規定するものでございます。

次の14ページをごらんください。

附則といたしまして、施行期日と経過措置を定めております。

施行期日であります。第1条の徴収猶予等につきましては、平成28年4月1日から施行し、第2条につきましては、公布の日からとしてお願いしたいというものでございます。

また、16ページから23ページまで新旧対照表がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第87号 御代田町消防団員等公務災害補償条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第10 議案第87号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋消防課長。

（消防課長 土屋 寛君 登壇）

○消防課長（土屋 寛君） 議案書の24ページをお願いします。

議案第 87 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

25 ページをお願いします。

この条例案は、被用者年金制度の一元化により、厚生年金保険法の改正に伴いまして法律が改正され、公布、施行されたことに伴い、本法律において消防団員の災害補償給付の調整率が変更されたため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、御代田町消防団員等公務災害補償条例、附則、第 5 条により補償の中で、年金たる損害補償及び休業補償について、当該補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金保険法等の他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合にありましては、非常勤消防団員等の災害補償給付を従来の調整率と異なる調整率を求める必要がございますして改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用するものでございます。

以上、提出議案の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

（午前 10 時 55 分）

（休 憩）

（午前 11 時 10 分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

建設水道課長より発言を求められているので、これを許可します。大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 大変申しわけございません。先ほどの認定路線の一覧表でございます。議案書の6ページをお開きください。路線名、一番最初の上段の水原七口池線の起点、終点の所在の表記でございまして、事務的にちょっと、気がつかないで申し上げましたが、訂正のほうを、申しわけございません、よろしくお願いいたします。

起点ですが、大字御代田字七口池、地番が2627番5です。2627—5です。終点でございます。大字御代田、同じく字七口池、所在地番が2627番17、2627—17でございます。

大変失礼申し上げました。よろしくお願いいたします。

―――日程第11 議案第88号 平成27年度御代田町一般会計

補正予算案（第5号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第11 議案第88号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億60万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、お手元の資料番号1で御説明を申し上げます。資料番号1をごらんください。

まず、歳入でございます。

款1町税、項2固定資産税、既定額に624万2,000円を増額するものでございます。町長召集の挨拶にもございましたが、太陽光発電の施設や一部企業で設備投資が行われてたということで、償却資産の分で増額となっております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。既定額に1,226万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、国庫の保険基盤安定事業負担金1,200万余でございます。

項2国庫補助金でございますが、既定額から279万円を減ずるものでございまして、臨時福祉給付金補助金70万余の減、それから、学校施設環境改善交付金で190万余の減という状況でございます。これは、事業費確定によるものでございます。

款15県支出金、項1県負担金でございますが、既定額に336万3,000円の増額ということで、こちらも保険基盤安定事業負担金が330万余増額となっております。

項2県補助金でございますが、こちらにつきましては、59万2,000円の増額ということでございまして、障害者児医療費負担金で152万4,000円の増、それから、森林整備地域活動支援交付金の関係につきましては、27年度は皆減という状況の中で97万5,000円の減という状況でございます。

款17、項1寄附金でございますが、既定額に1,468万円の増額をお願いするものでございまして、本年9月から、ふるさと納税特典制度を開始いたしまして、この3カ月間の推移を見込みまして増額をお願いするものでございます。

款20諸収入、項4雑入でございますが、770万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、衛生費その他雑入ということで180万余は、小北浄化槽管理協議会、こちらが解散になりまして、残余金の繰り入れでございます。それから、森林整備補助金返納金が583万7,000円となっております。

款21町債、項1町債につきましては、590万の減ということで、これは、小

中学校の事業が完了したことによる減でございます。

歳入合計といたしましては、既定額に3,628万1,000円を増額し、64億60万1,000円とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費でございますが、1,788万7,000円を増額でございます。こちらにつきましては、共通番号制度導入委託料ということで178万2,000円、それから、ふるさと納税特典事業委託金587万8,000円、それから、ふるさと創生基金積立金820万円という状況でございます。

項2徴税费でございますが、426万9,000円を増額ございまして、こちらにつきましては、固定資産課税客体調査業務、こちらで調査費用、固定資産の図面が合わない部分の数が非常に多うございまして、これを修正するための増額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらにつきましては、88万7,000円を増額でございます。電算委託料、顔認証機、それから、臨時職員賃金等々でございます。

それから、款3民生費、項1社会福祉費、2,021万7,000円を増額でございますが、障害者児医療費で420万円、それから、国保特会への繰出金ということで2,075万5,000円というような状況でございます。

それから、項2児童福祉費でございますが、423万1,000円を増額補正ございまして、こちらにつきましては、臨時職員賃金260万余、それから、駐車場敷地購入費ということで223万9,000円の計上でございます。これは、御代田財産区からお借りしている駐車場用地を、昨年、舗装もしたという状況の中で、買い取りをお願いしてきているものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費でございますが、こちらにつきましては、281万6,000円を増額補正、内容といたしましては、予防接種医師委託料260万余でございます。

項2の清掃費でございますが、930万7,000円を増額補正ございまして、主なものといたしましては、井戸沢土地購入費1,140万9,000円でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費でございますが、348 万 7,000 円の増額をお願いするものでございまして、クラインガルテンのラウベの改修工事に 345 万 6,000 円、進入路改修工事で 221 万 4,000 円等でございます。

項 2 林業費でございますが、316 万 7,000 円の増額でございますが、主なものといたしましては、森林整備補助金の返還金 436 万 7,000 円でございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、32 万 4,000 円でございますが、これ、龍神まつり補助金として計上してございますが、龍の舞姫等の頭の持ち手の改修のために、新たに増額するものでございます。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、72 万 7,000 円の増額でございますが、こちらにつきましては、県道改良負担金で 70 万円等々でございます。

次のページでございます。

項 2 道路橋梁費でございますが、410 万円の補助でございます。こちらにつきましては、道路維持補修工事として 350 万余を計上してございますが、大林児童館整備に関連して水路改修を行うという状況のものでございます。

項 5 住宅費、既定額から 73 万 6,000 円の減額でございますが、こちらにつきまして、主なものといたしまして、平和台の住宅移転補償料、事業が確定いたしました 172 万 2,000 円の減額となっております。

9 の消防費でございますが、175 万円の増額ということで、広域消防負担金が 173 万 3,000 円の増額となっております。

款 10 教育費、項 2 小学校費でございますが、既定額から 105 万 7,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、非構造部材耐震工事、南北とも終わりました工事差金でございます。3 の中学校費も 800 万円の減でございますが、こちらは、窓ガラスの清掃、終了いたしまして 235 万 7,000 円の減と、小学校と同じように、非構造部材の工事が終わりました 560 万余の減ということになってございます。

それから、項 4 の社会教育費でございますが、こちらにつきましては、人事管理経費の関係で 134 万 9,000 円の減額となっております。

保健体育費も 79 万 3,000 円、これも人事管理経費でございます。

6 の学校給食費につきましても人事管理経費の減ということで、24 万

7,000円の減ということでございます。

款14、項1予備費でございますが、こちらで、2,523万4,000円を減額することで調整をさせていただきます、歳出合計、既定額に3,628万1,000円を増加し、64億60万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページのほうにお戻りをいただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為でございます。

事項といたしましては、航空写真撮影業務でございます。期間といたしましては、平成27年度から28年度まで、限度額としては950万円でございます。

こちらにつきましては、課税ですとか、いろんな作業で使う航空写真を6年に一度、撮影をさせていただきます。いろいろ比較をしてきたところ、5月に撮影をすることが影だとか色の状況で非常に有益だということで、5月に写真撮影を行うためには準備期間もございますので、27年度中に契約をして作業を進める必要がございます。そのために債務負担行為をお願いするものでございます。

次の6ページです。第3表 地方債の補正でございますが、変更がございますのは、限度額だけでございます。補正前が2,770万円としたものを、限度額、補正後は2,180万円とするものでございまして、起債の目的、それから起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

一般会計の補正予算案については、説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。3点ほどお聞きしたいと思っております。

議案書の19ページであります。19ページの款3民生費、目のほうに行くと、雪窓保育園であります。今、企画財政課長の説明ございました、この雪窓保育園の駐車場敷地購入費ということで、御代田財産組合から購入するってということなんですけど、その全体像っていいですか、内容についてちょっと詳しくお願いしたいの

と、それから、ページ、20ページ。20ページの最後の款4衛生費の目1塵芥処理費の説明のほうなんです、こちらに土地購入費とあります。この塵芥処理費、土地購入費なんです、最終処分場については、9月議会のときにどの程度、寿命がもつ、最終処分場の残りの容量ってことでお聞きしたら、かなり、30年以上は、最終処分のごみが減ってるので減量してるから、計算上では30年ぐらいはもつのではないかという中での購入ということなので、その内容についてお聞きしたいのと、それから、22ページに行きます。款6農林水産業費なんです、その目3農業振興費の中の、説明のほうでいくと、クラインガルテン事業経費としてラウベ改修工事、それから、進入路改良工事の予算が計上されていますが、このラウベの改修工事のどういったところを、全協の中でもやはり住む人に、利用する人にやはりいいように、玄関もないっていう中で、ちょっと軒を出したりとか、夏も暑いとかいうことが言われて、やっぱ多少お金かかっても改修すべきではないかという御意見が出た中で、どういった内容の改修工事になるのか。それから、もう進入路はどんなような内容になるのか。その点についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、1点目と2点目の御質問に対しましてお答えをいたします。

まず最初に、雪窓保育園の駐車場の件ですが、取得予定地は雪窓保育園の北側で、おっしゃいますとおり、昨年度に舗装等の整備を実施し、駐車場となっている敷地で、現在は御代田財産区から年額20万円でお借りしているところでございます。

面積は715m²、取得予定価格は223万8,235円で、平米単価は約3,130円、坪単価に換算しますと約1万348円となっております。

この件につきましては、去る9月24日に開催されました御代田財産区の管理会で議題となりまして、今後も雪窓保育園の駐車場以外の用途への転用はないだろうということで、特段の御配慮をいただきまして町への売り払いを議決していただきました。予定価格につきましても、借地権割合ですとか、今年度までの10年間の賃借料を考慮していただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、通常の価格よりはかなり低い額に設定していただいております。町といたしましても、この機会にぜひとも取得したいということで、今議会に予算の補正をお願いするものでご

ございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、井戸沢最終処分場の取得の件ですが、こちらにつきましては、現在の井戸沢最終処分場の北側に接する上流部になります。取得予定面積は、1万1,563m²でございます。その内訳は、田が、田んぼが6,372m²、山林が5,191m²でございます。所有者は、個人が3名となっております。取得の予定価格は、総額で1,139万8,200円です。田んぼの平米単価は1,300円、坪に換算しますと約4,298円、山林は、主に崖地となっておりますので、平米単価は600円、坪単価は1,983円でございます。

この件につきましては、去る10月6日に民間業者が来庁いたしまして、井戸沢最終処分場の北側上流部の沢全体を公共事業の残土で埋め立てたいという話がありました。先ほど市村議員がおっしゃったとおり、前回の9月議会の定例会の際に、市村議員の議案質疑に対しまして、井戸沢最終処分場の残余量を見ますと少なくとも今後30年以上は大丈夫ですとお答えしたところですが、そういった話が突然湧いてしまったということでございます。当分の間は現在の処分場で大丈夫ではありますが、人が生活する限り、ごみは発生し続けます。北側上流部を全て埋め立てられてしまいますと、別の場所に次期の最終処分場用地を探す必要が生じますが、これには多くの年数を要し、困難を極めることは明らかでございます。また、平成4年に現在の最終処分場を計画した際に、北側上流部を第2期計画地とすることは、もう既に決定しておりまして、説明会も開催され、概略の計画図、2期の分の計画図についても作成はされております。しかしながら、個人の所有地のままだとその用途を宣言することはできませんので、所有者にも迷惑がかかってしまいます。この際、将来のことも考え、今のうちに第2期計画の用地を先行取得だけしておきたいということで、今議会に予算の補正をお願いするものでございます。処分場の整備事業自体は、2期計画自体は相当先のことになります。先行取得だけ今回お願いするというものでございます。位置図等の詳細につきましては、常任委員会及び、今後、全員協議会でも説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、私からはクラインガルテンの事業経費の内容

について御説明をさせていただきます。

予算書の22ページでございます。クラインガルテン事業経費としまして、678万7,000円をお願いしております。

まず初めに、工事請負費のラウベ改修工事についてでございますが、こちら、ラウベ利用者より要望のございました雨の吹き込みと、夏場等におけます居室内の高温に対し改修を行うもので、雨よけ用のテラスとエアコンを設置しようとするものでございます。

次に、進入路改良工事でございます。こちら、現状、交流施設への進入路につきましては、認定外道路しか接続がない状況になっておりまして、直接、交流施設への車の出入りができない状況となっております。今回、この認定外道路を拡幅、道路改良しまして、交流施設への進入路を確保させていただくものでございます。この工事に伴いまして、用地確保と電柱の移転が必要となり、合わせて予算計上をお願いしたものでございます。

工事の内容につきましては、道路舗装工としまして165m²、あわせて、防護柵の設置35mを予定しております。用地の取得面積は90m²でございます。そして、補償費の電柱の移転の補償でございます。こちらNTTと中部電力が共同で設置をしました電柱の移転でございます。

説明は以上です。

○議長（古越 弘君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 済みません。1点、クラインガルテンなんですけど、進入路ということで建設工事が始まるわけなんですけども、交流施設は、利用は別にその間、休館っていうか、休むわけではなく、安全管理のほうは大丈夫なのかなということをちょっとお聞きしたい。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

クラインガルテンの交流施設の利用につきましては、このまま継続して利用をしていただくようお願いしたいかと思っております。現状は、面替区の配慮をいただきまして、大星神社の広場の用地を通ってもいいよということいただいているところもございますので、そういった対応をお願いしたいかと思っております。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

野元議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

2項目について質問をいたします。

1つ目が、ふるさと納税寄附金が1,468万円の増額補正で、ふるさと納税特典事業費として578万円、そして、ふるさと創生基金積立金が820万円とされております。

そこで、4点、お伺いします。ふるさと納税された方々は、御代田町出身者、お礼の品物に興味を持った人など、どのような方々なのか。また、寄附金の使用目的を指定された方はいらっしゃるのか。

2点目として、逆に、御代田町の町民も他市町村へふるさと納税してるとは思いますが、現時点での人数、金額はどのくらいなのか。

3点目として、ふるさと創生基金の目的は。

それから、4点目として、ふるさと納税特典事業経費として578万円が支出されているが、収税効果という観点からどのような考えを持っていらっしゃるのか。この4点は、まず1項目め。

2項目めとしまして、こちらの資料番号1番、3ページ目、教育費のところ、非構造部材耐震化工事、北小学校が62万6,000円の減、南小学校が79万3,000円の減、それに対して、中学校においては564万4,000円の減、そして、窓ガラス清掃費として235万7,000円の減となっておりますが、小学校のこのくらいの差金というのはわかるんですが、中学校の差金として約850万円っていう、予測差金だとは思いますが、差金が出てるのがちょっと合点がいけないもので、その辺の説明を詳しくしていただきたいと思っております。

その2項目、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、1項目めの4点について説明をさせていただきます。

まず、1点目についてでございますが、ふるさと納税の特典制度をことしの9月から始めました。9、10、11の3カ月間で201名の方から合計700万円の寄附をいただいております。おおむね700万円の寄附をいただいております。この方々の中に御代田出身者の方も何名かはいらっしゃるかとは思いますが、特定はできません。ほとんどの方は特産品が目的の寄附かと思われまます。

それと、事業を指定したかというお話ですけれども、10の事業メニューから充当先を選択してもらいますが、9つの個別事業と町長にお任せの、合わせて10事業という状況の中で、個別事業の指定のないものにつきましては、町の判断による事業に充当をさせていただくということでございます。余り、ほとんどが指定のないものが多いようです。

2点目につきまして、今年度の状況は、その仕組み上、確定申告終了後でないと人数も金額もわかりません。昨年度の状況は36件、172万1,820円です。このうち一定の割合で交付税措置がされますけれども、ちなみに、昨年度、御代田町に他市町村在住の方がふるさと納税を寄せたのは、9件で52万円。百数十万はよそへ財源としては行っているという状況でございます。

3点目でございますが、ふるさと創生基金につきましては、ふるさと創生事業を円滑かつ継続的に実施するというを目的に設置をしてございまして、平成元年に、時の竹下内閣によりまして、全国の市町村に対してふるさと創生1億円事業として、1億円が交付されました。この際に基金を創設したものでございます。ふるさと納税の用途についても、ふるさとを創生するという観点からこの基金に積み立てを行い、各事業に振り分けをしてございますが、昨年までは寄附をいただいた全額を基金に積み立てをさせていただきましたが、本年度はお返しの品等を送る委託料は、その寄附金の中から控除した分を積み立てまして事業に充当させていただきます。予定でございます。

それから、4点目につきましてですけれども、ふるさと納税につきまして、本来、各市町村に納税されるべき住民税が別の市町村の収入になってしまいます。各市町村間での財源の奪い合いをしていることとなりますので、住民税の首都圏への集中を防ぎ、地方分権の観点から始まった制度ではありますが、特産品ばかりが目立って本来の趣旨とはかけ離れたものになっているように思えます。

収税効果ということにつきましてですが、歳入歳出の差額にもよりますが、

平均的に4割から5割は特産品代になるという状況でございますので、よほどの特産品がない限り、大きな効果は望めないのではないかとということではあります。

それと、特産品による地域振興や産業振興といった効果は少なからずあるのではないかとはいえますけれども、この制度も、例えば10万円の寄附、最高で税額の2割までしか納められないんですけれども、例えば、濱野のバッグを欲しいよということでございますと10万円の寄附をいただかなきゃいけない。これが2割ということですから50万円以上の住民税を納められる方がなってくるということで、金持ち優遇という旨、分は否めないのかなと、こんなふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、野元議員の2項目めの関係で、小中学校の非構造部材耐震化工事等の関係でございますが、南北小学校につきましては、入札先、そのものでございます。

それで、中学校の関係でございます。

まず、中学校の今回の、いわゆる工事の内容ですが、落下物、つり下げ式のバスケットゴールが主でございます。

それから、中学校については、地下といいますか、1階の武道場の天井、これが建築基準法には合致してはるんですが、東日本大震災等のいわゆる天井落下の関係で、その基準からは若干問題があるということで補助金が出て、文科省の指示により、今回、工事を行ってらるものでございます。

それで、一番当初予算の見積もりの段階では、いわゆる天井間にすき間を持って、揺れた場合にここにすぐに落ちないようにという構造だとか、いろんな構造の中で、若干見積もりの的には、その段階ではそういった見積もりで余裕を持った予算っていうか、実施設計を行ってませんので、その段階では、そういうこともありました。

それで、実際に設計の段階で専門の建築業者さん、設計士にお願いしたところ、部材を軽量化する、それから部材の選別等によって、天井工事が約500万円ほど当初予算からの設計で安く設計ができました。さらに、入札にかけましたところ、98%の入札率ぐらいで落札してらるということで、今回、この関係につきまして、大幅な不用額が出ております。

それから、ガラス清掃、中学校のいわゆる体育館等のガラス部分、3階の西面であるとか北面、それから教室棟の階段室の外部とかっていうものを、5年たつので、普段、手が入らないものですから計画いたしました。これも当初予算の計画段階では、全面足場を組まなきゃだめだろうというようなことで見積もってございました。それを検討を重ねて、実際に発注する段階では、いわゆる高所作業車的なものを利用したりして、ロープを使ったりして清掃できるということでありましたので、そういう方法に変えました。そんなことで100万円ほど当初見積もり下がって、さらに、入札が32%ぐらいの金額で落ちてしまいましたので、この不用額という形になりました。決して安全面等で軽視した工事ではございません。よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 1項目めの質問については理解できました。ありがとうございます。

2項目めについて、今、非構造耐震化工事については、当初、揺れ防止のためにという想定外の、想定外っていうか、ことで見積もりをとった。しかし、見積もり段階では、実施計画のところでは安くなったっていうのは理解できます。ただ、そのときになぜ議会のほうに減額っていうようなお話がなかったのかなっていうのが1点、ちょっと疑問に思うところ。

それから、2点目の窓ガラスの清掃については、全面足場、それもわかることはわかるんですが、あと入札の関係上、業者さんに御相談するっていうことはなかなか難しかったとは思いますが、なぜ、いろいろこういった、いろんな何点かの対応策を検討しなかったのかな。その2点だけお答えいただければありがたいです。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 今回の耐震、いわゆる落下物の工事につきましては、3カ所、並行して進めておりました。北小学校、南小学校、そして中学ということの中で、確かに予算、発注してしまえばそれで予算は決まりで、減額すべきではないかという御指摘だと思いますが、起債等の申請もございまして今回の段階になってしまいました。

それから、もう一点、教育委員会には専門の技師がおりません。そんな段階で、いろんな情報を集めながら、そういったいわゆる建築設計的なものとか、いわゆる

役務的な予算を算出しておりましたので、確かに算出が甘かったと言われればそのとおりかもしれませんが、いわゆる専門の建築士等が決まりますと、もうそこで本格的に選別だとか、そういった相談ができますので、そういう形になりました。ガラス清掃につきましても、発注段階でいろんな検討をした段階で、こういうふうな安くできたということをございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫君に申し上げます。

○6番（野元三夫君） じゃ、次回から、庁内で相談ということも監査委員さんから言われておりますので、こういう大幅な差額が出ないような形をつくっていただければ、相談というのをしていただければいいのかなというふうに思ひます。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 議席番号1番、池田るみです。

2点についてお伺ひいたします。

議案書の23ページ、商工費、商工振興費、地域住民生活等緊急支援交付金事業、事業経費はゼロ円にはなっておりますが、これが講師謝礼、費用弁償、消耗品費、合計46万の減で、創業支援・就労支援事業委託料が46万の増になっております。9月の段階で補正予算が出され、そのときの質疑では、まだ事業内容はこれからということでありましたので、委託先など事業内容をお伺ひいたします。

2点目は、クラインガルテン事業経費なんですけれども、先ほど市村議員の質疑の中で、事業内容はわかりましたけれども、ラウベが、現在、使用されている方がいらっしゃる中で、ラウベの改修工事はいつの工期を予定しているのか。また、追加工事が何度か行われている中で、これで工事は終了と、完了となるのかお伺ひいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、初めに、商工費の地域住民生活等緊急支援交付金事業について御説明をさせていただきます。

こちら、9月の補正で、地方創生先行型の交付金を受けての事業実施でございま

して、今回の補正は、講師謝礼等に分けて計上していたものを委託料で組み替えるものでございます。

事業内容は、創業希望者向けのセミナーの開催となっております。年明け、1月30日から3月5日までの毎週土曜日の全6回、定員は20名で行う予定でございます。今回のセミナー対象者であります。将来、独立、開業を考えている起業家の卵ですとか、会社経営をしている若手経営者、また、創業3年以内の経営者を対象としてございます。現代的な経営を行っていくに当たり、必要なマーケティングの基本から会計、事業計画の作り方などを、基礎的な知識を習得していただくプログラムとして計画をしております。委託先であります。こちら上田市にオフィスがあります慶株式会社というところに契約をお願いする予定でございます。

なお、代表の方につきましては、町内金融機関にも勤務された経験がございまして、町の実情も把握させていただいている先生でございます。

それと、2点目のクライנגルテンのラウベの改修の工事の関係でございます。こちら、現在、利用をされてるお宅が5名あるような状況がございまして、基本的には、この予算をお認めいただけましたら、できるだけ早期に発注をかけまして、1月、2月の間には完了をさせたいというふうに思っております。

それと、中でお使いの方につきましては、その旨、御理解をいただきまして協力をして、なるべく支障のないような形で工事のほうを実施させていただこうというふうに考えているところでございます。

それと、もう一点、今後の改修等のものについてということでございます。

現在、考えておりますのは、もう、今後はこういった大きな工事については、実施のほうはこれが最後というふうに考えております。ただ、中には一部、どうしても改良等をしなければならないようなものも出てくる可能性もございます。こちらにつきましては、小修繕等で対応をしていきたいというふうに現在、考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 商工費のほうの就労支援事業のほうなんですけれども、セミナーを1月から3月まで5回開催ということでお話があったんですが、これは今年度のみの事業なのか、また、継続されて行われる予定なのか。お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

本事業につきましては、本年から5年間、交付金をいただきながら事業実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わりました。

―――日程第12 議案第89号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第12 議案第89号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の46ページをお願いいたします。

議案第89号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,283万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款 1 財産収入、項 2 財産売払収入でございます。先ほど一般会計でも説明させていただきましたが、雪窓保育園の貸し付けている駐車場用地でございます。223万7,000円の増額補正でございます。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金、既定額から310万円の減額でございます。

款 3、項 1 繰越金、前年度からの繰越金でございますして、92万3,000円の計上でございます。

歳入合計といたしましては、既定額に6万円を増額し、1,283万3,000円とするものでございます。

3 ページをごらんください。

歳出予算の関係では、予備費で6万円を計上することで調整をさせていただきまして、歳出合計が、6万円の増額で、1,283万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 13 議案第 90 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 13 議案第 90 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 47 ページをお願いいたします。

議案第 90 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
について御説明をいたします。

それでは、予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,673 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 2,626 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金でございますが、補正額ですが、対象となる療養給付費の減少によりまして 640 万円の減額でございます。

項 2 国庫補助金でございますが、対象となる療養給付費の減少によりまして 140 万円の減額でございます。

款 4 県支出金、項 2 県補助金でございますが、保険財政共同安定化事業の抛出超過への補填によりまして、1,919 万円の増額でございます。

款 5、項 1 療養給付費交付金でございますが、平成 27 年度変更交付決定によりまして、1,693 万 1,000 円の増額でございます。

款 7、項 1 共同事業交付金でございます。対象となる医療費が当初の見込みより低いことによりまして、歳入見込み額の減により 3,234 万 2,000 円の減額でございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金でございますが、保険基盤安定負担金の申請算定額の増によりまして、2,075 万 5,000 円の増額でございます。

歳入合計、補正額 1,673 万 4,000 円を増額いたしまして、21 億 2,626 万 4,000 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費でございますが、上半期の実績に基づきまして、2,310 万 1,000 円の減額でございます。下半期の療養給付費の伸びを最大、月平均 8,200 万円の試算をしております。

項 2 高額療養費でございます。これも上半期の実績に基づきまして、334万9,000円の、こちらは増額でございます。

款 7、項 1 共同事業拠出金でございますが、上半期の実績に基づきまして、51万7,000円の増額でございます。

款 10 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金でございますが、還付金が見込み額よりふえたことによりまして、15万9,000円の増額でございます。

款 11、項 1 予備費でございますが、3,581万円の増額で、こちら予備費で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額1,673万4,000円を増額いたしまして、21億2,626万4,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第91号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第91号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書48ページをお願いいたします。

議案第91号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について御説明いたします。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,326万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,394万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金でございますが、補正額としまして、配食サービス利用者の増加によりまして、102万8,000円の増額でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金でございますが、1,081万6,000円の減額でございます。こちら、当初予算を、第6期計画ワークシートによりまして試算しましたが、当初の見込みよりも介護給付費が伸びなかったための減額でございます。

項2 国庫補助金でございますが、調整交付金でございますが、介護給付費が伸びていないため、1,145万1,000円の減額でございます。

款5、項1 支払基金交付金でございますが、こちらも介護給付費に伴いまして、1,758万3,000円の減額でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金でございますが、こちらも介護給付費に伴いまして、959万3,000円の減額でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金でございますが、485万1,000円の減額でございます。介護給付費に伴いまして、こちらは、介護給付費繰入金は減額となっておりますが、地域支援事業繰入金につきましては増額となっております。

歳入合計でございますが、補正額5,326万6,000円を減額いたしまして、11億1,394万8,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1 保険給付費でございますが、6,279万4,000円の減額ござい

ます。こちらも、先ほど説明いたしました但、当初予算でございますが、第6期計画ワークシートによりまして試算しましたが、上半期の実績が居宅介護サービス、施設介護サービスともに給付費が伸びていないための減額でございます。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費でございますが、配食サービス利用者の増加等によりまして、203万8,000円の増額でございます。

項3介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、配食サービス利用者の増加に伴いまして、96万3,000円の増額でございます。

款8、項1予備費でございますが、652万7,000円の増額でございます。予備費での調整でございます。

歳出合計でございますが、補正額5,326万6,000円を増額いたしまして、11億1,394万8,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第92号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第15 議案第92号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書49ページをお願いいたします。

議案第92号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について御説明をいたします。

それでは、予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 27 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 222 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,638 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款 1、項 1 後期高齢者医療保険料でございます。補正額でございますが、本算定によりまして、96 万 1,000 円の増額でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、42 万円の増額でございます。

款 4、項 1 繰越金でございますが、昨年度の繰越金の確定に伴いまして、76 万円の増額でございます。

款 5 諸収入、項 3 雑入でございますが、こちら、人間ドック補助対象者の増に伴いまして、8 万円の増額でございます。

歳入合計、補正額 222 万 1,000 円を増額いたしまして、1 億 2,638 万 4,000 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本算定によりまして、138 万 1,000 円の増額でございます。

款 3、項 2 保健事業費でございますが、人間ドックの受診者増によりまして、8 万円の増額でございます。

款 5、項 1 予備費でございますが、76 万円の増額でございます。予備費での調整でございます。

歳出合計、補正額 222 万 1,000 円を増額いたしまして、1 億 2,638 万 4,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第16 議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書50ページをお開きください。

議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成27年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億386万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをごらんください。

歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、受益者負担金の前納者の増加による収入見込みの増額で、71万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、前年度の繰越額の確定に伴う増額で、既定額から114万8,000円をお願いするものでございます。

歳入合計は、補正額186万7,000円で、合計が7億386万円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1 土木費、項1 都市計画費でございます。主なものとしまして、消費税額の確定と前納報奨金の確定に伴う増額でございます。既定額から91万1,000円をお願いするものでございます。

款2 公債費、項1 公債費、受益者負担金の借入金元金償還の財源変更によるもので、増減はございません。

款3 予備費、項1、調整額といたしまして、95万6,000円を計上するものでございます。

歳出合計は、既定額から186万7,000円をお願いしまして、合計が7億386万円でございます。

以上のとおり御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第93号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第17 陳情第12号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準

の改善を求める陳情――

――日程第18 陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情――

――日程第19 陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情――

○議長(古越 弘君) 日程第17 陳情第12号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情、日程第18 陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情、日程第19 陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 0時20分